

認可特定保険業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改正案	現 行
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－12 障がい者等への対応</p> <p>Ⅱ－3－12－1 意義</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられており、認可特定保険業者及び保険募集人はこれを遵守する必要がある。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 認可特定保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ－3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ－3－12 障がい者等への対応</p> <p>Ⅱ－3－12－1 意義</p> <p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられており、認可特定保険業者及び保険募集人はこれを遵守する必要がある。</p>